

中央労基協 Report

令和8年7月

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和8年度 全国安全週間が実施中です！

本週間：令和8年7月1日から7月7日

令和8年度 全国安全週間スローガン

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる 安全職場」
安全週間中に実施する事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



令和8年

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」

が実施中です！

期間：令和8年5月1日から9月30日まで

なお、令和8年7月は「重点取組期間」となっています

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ◎ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ◎ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ◎ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ◎ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ◎ 熱中症リスクが高まっていることを含め教育を実施
- ◎ **熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請**

◇令和8年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い◇

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹統計調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、インターネット（オンライン調査システム）による回答も可能となりますのでご活用いただき、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、令和7年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html）に掲載されています。

問合せ先 賃金統計事務センター（R8.7.1～R8.9.30）

03 (5958)3365

□賃金引上げに向けた取組について□

賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などの取組を行っています。



※詳しくは、東京労働局ホームページをご確認ください。

労災保険給付に関するQ & A

Q1 被災労働者は、就業場所へ向かう途中、自宅を出て最寄りの駅方向とは別の経路で、子どもを託児所に預けるため向かっている途中、歩道の段差に躓き転倒し負傷した。

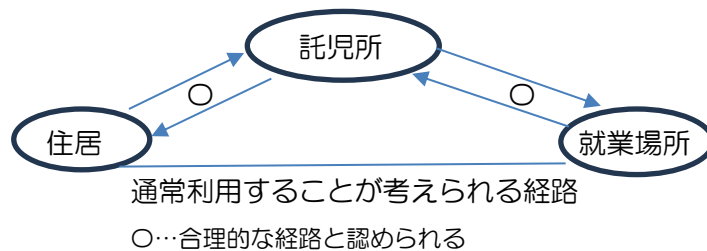
自宅から最寄りの駅に向かう途中の負傷ではないが、通勤災害と認められるか。

A1 労働者が通勤のために通常利用する経路であれば、そのような経路が複数あったとしても、それらの経路はいずれも合理的な経路となる。

上記のような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路と認められる。

したがって、通勤災害として認められる。

しかし、上記のこととは逆に、特段の合理的な理由もなく遠回りとなるような経路をとる場合には、これは合理的な経路とは認められないこととなる。



Q2 在宅勤務の労働者が、朝夕、子どもを自宅から託児所へ送り迎えを行っている。

自宅を出て託児所へ向かう途中、転倒しそうになったため手をついたところ、手を捻挫した。

自宅から託児所の間の災害は、労災給付の対象となるか。

A2 通勤遂行性が認められるためには、自宅等の「住居」と会社、工場等の「就業の場所」を始点又は終点とする往復。「就業に関し」行われる往復行為であること。「合理的な経路及び方法」により行われる移動行為であること等の要件を満たす移動行為であることが必要である。

託児所への送迎は業務ということはできないため、業務遂行性は認められない。

また、住居と就業場所との往復行為にも当たらないことから、通勤災害と認められないため労災給付の対象とならない。



※詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

令和8年度講習カレンダー〔令和8年7月～令和9年1月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



講習名		7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		26(水) 28(金)		6(火) 8(木)			
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		4(火) 5(水)			25(水) 26(木)		
	石綿作業主任者技能講習	2(木) 3(金)				5(木) 6(金)		
法定講習等	安全衛生推進者養成講習			3(木) 4(金)			15(火) 16(水)	
	衛生推進者養成講習			2(水)			9(水)	
	安全管理者選任時研修	6(月) 7(火)			20(火) 21(水)			21(木) 22(金)
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	14(火)			27(火)			
	保護具着用管理責任者教育	15(水)			28(水)			
	雇入れ時の安全衛生教育							
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	27(月) 29(水)		8(火) 10(木)		9(月) 11(水)		26(火) 28(木)
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	27(月) 28(火)		8(火) 9(水)		9(月) 10(火)		26(火) 27(水)
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	29(水)		10(木)		11(水)		28(木)
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者労働衛生教育							
	総括安全衛生管理者講習				16(金)			
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習							
	基礎講座	新規労務担当者向け講習						
		社会保険(健保・年金)基礎講座		25(火)				
		労働基準法等基礎講座	22(水)					
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]	16(木)					
		労災保険実務講座[応用編]	30(木)					
		労災保険実務講座[基本編+応用編]【2回セット】 ★セット割引	★ 16(木) ★ 30(木)					
		社会保険実務講座[健康保険]			15(木)			
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]			29(木)			
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】 ★セット割引			★ 15(木) ★ 29(木)			
		労働基準法等実務講座【2回セット】				12(木) 18(水)		
		雇用保険実務講座						
	女性活躍推進セミナー							

★講座は【2回セット】で申し込みと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】

2026/6/12現在